



子育て・教育・福祉部会資料

施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

健康福祉局
令和4年5月

資料をご覧ください。上での注意事項

掲載している数値等は、5月27日（令和4年度川崎市政策評価審査委員会第1部会の開催日）時点のものであり、今後、修正・変更になる可能性があります。

施策の概要

概要 背景 取組 成果 まとめ

基本政策(1層)

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策(2層)

確かな暮らしを支える

施策(3層)

自立生活に向けた取組の推進

直接目標

最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす

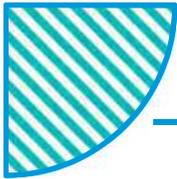
主な事務事業

生活保護自立支援対策事業

生活保護業務

生活困窮者自立支援事業

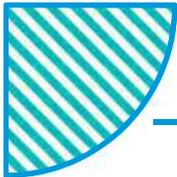
明るい町づくり対策



実施計画に位置付けた成果指標

成果指標①		生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の数			
算出方法	本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値(年度合計)				
指標の考え方	生活保護法は最低生活の保障及び自立助長をその目的としており、自立可能な世帯に対して支援を行うことが常に求められている。そこで、働く能力や他法・他施策の活用により経済的自立を果たした世帯数を自立支援の取組の成果を測る指標とする。				
指標の目標値	第1期策定時 608世帯(H26)	第1期目標 650世帯以上(H29)	第2期目標 650世帯以上(R3)	第3期目標 650世帯以上(R7)	
目標値の考え方	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値であるH24の数値を維持することを目標として設定する。				

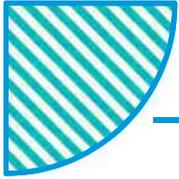




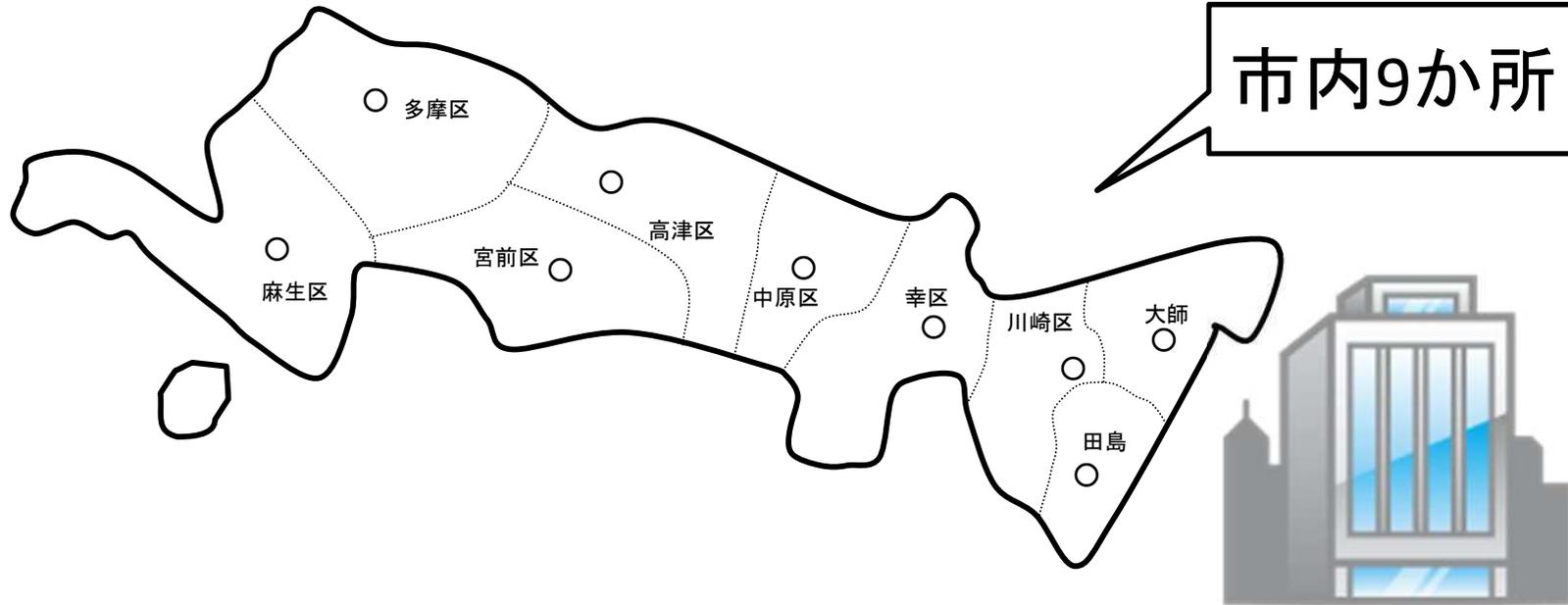
実施計画に位置付けた成果指標

成果指標② 学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率				
算出方法	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値 高校等への進学者数／事業利用者数			
指標の考え方	生活保護受給世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受給することとなるなど、貧困が世代を超えて、親から子へと受け継がれることを防止し、子どもたちの未来の選択肢を広げ、将来の自立の促進を図るため、生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校等への進学に向けた学習支援を行っていることから、高校等への進学実績を取組の成果を測る指標とする。			
指標の目標値	第1期策定時 99%(H26)	第1期目標 100%(H29)	第2期目標 100%(R3)	第3期目標 100%(R7)
目標値の考え方	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。			



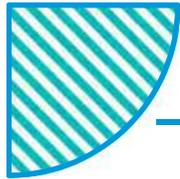


市内福祉事務所の状況



● 福祉事務所の役割

市町村(特別区を含む。以下同じ。)の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの(政令で定めるものを除く。)をつかさどるところとする。(社会福祉法第14条第6項)



市内福祉事務所の状況

概要 背景 取組 成果 まとめ

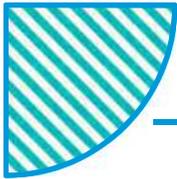
令和4年2月1日現在

福祉事務所名	川崎	大師	田島	幸	中原
管内面積	6.17km ²	22.85km ²	11.23km ²	10.09km ²	14.81km ²
管内世帯数	57,915	39,341	25,733	80,446	135,782
管内人口	101,652	77,299	51,041	171,032	263,922
被保護世帯数	3,747	2,035	2,255	3,146	2,264
被保護人員	4,294	2,531	2,787	3,999	2,715
保護率(%)	4.22	3.27	5.46	2.34	1.03

福祉事務所名	高津	宮前	多摩	麻生	川崎市
管内面積	17.10km ²	18.60km ²	20.39km ²	23.11km ²	144.35km ²
管内世帯数	114,773	103,737	115,626	80,303	753,656
管内人口	234,123	234,305	222,794	180,645	1,536,813
被保護世帯数	2,948	2,663	2,976	1,480	23,514
被保護人員	3,859	3,487	3,622	1,824	29,118
保護率(%)	1.65	1.49	1.63	1.01	1.89

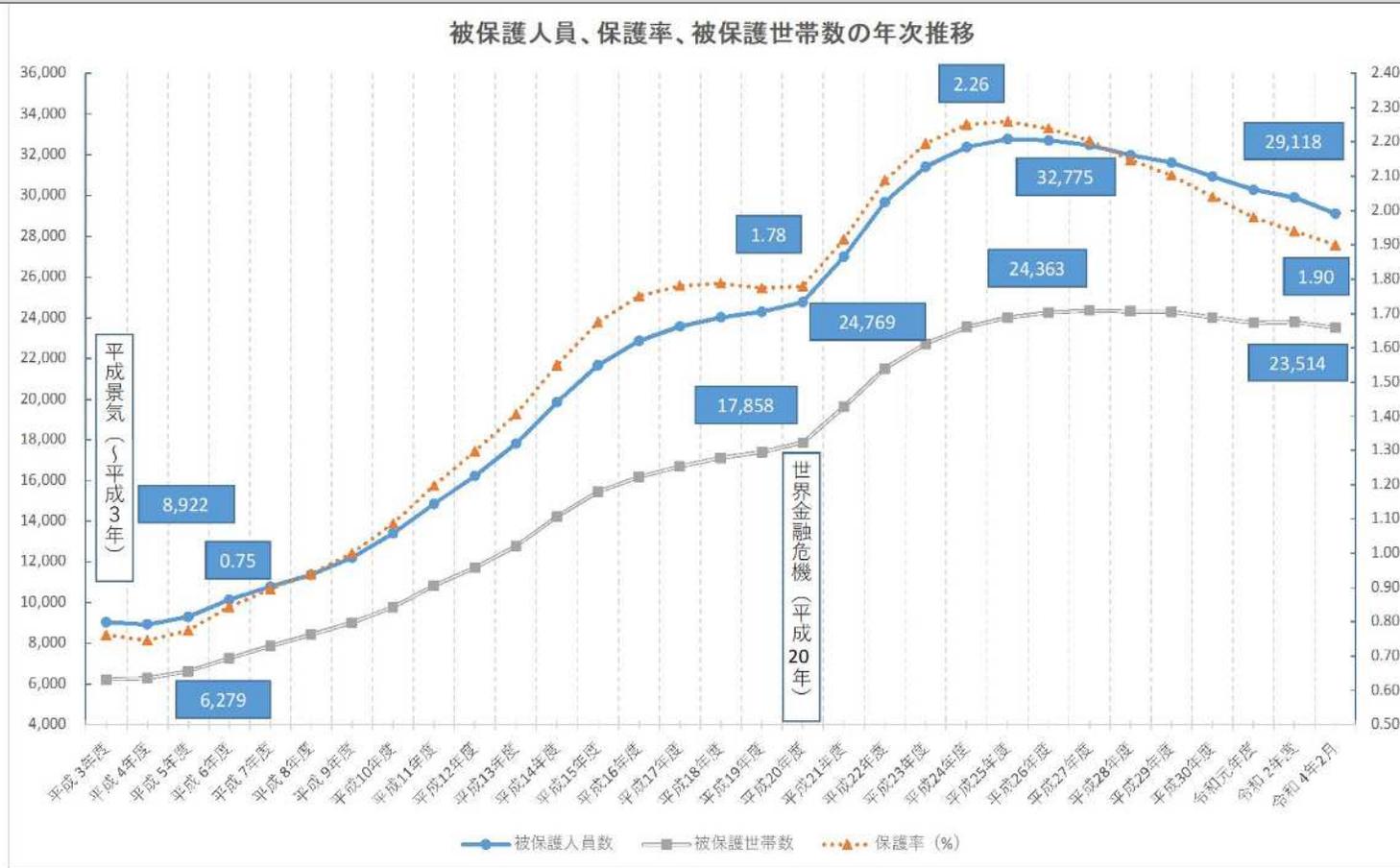
(被保護世帯数、被保護人員及び保護率は、保護停止含む。)





被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 令和4年2月現在、生活保護受給者数は約29,100人、生活保護受給世帯数は約23,500世帯となっている。
- 世界金融危機以降急増したが、近年は、雇用環境の改善等の影響、単身世帯の占める割合の増加等により、世帯数、受給者数ともに減少傾向で推移している。

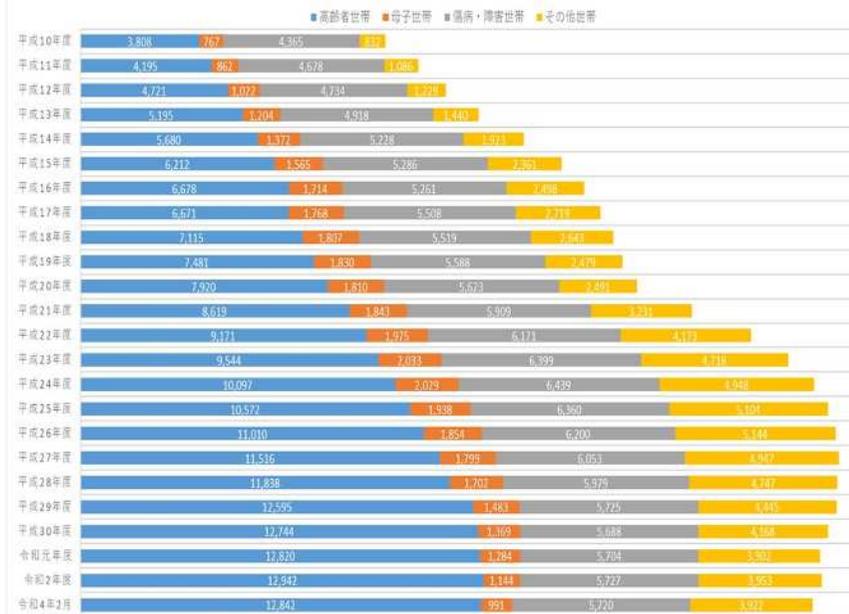


世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

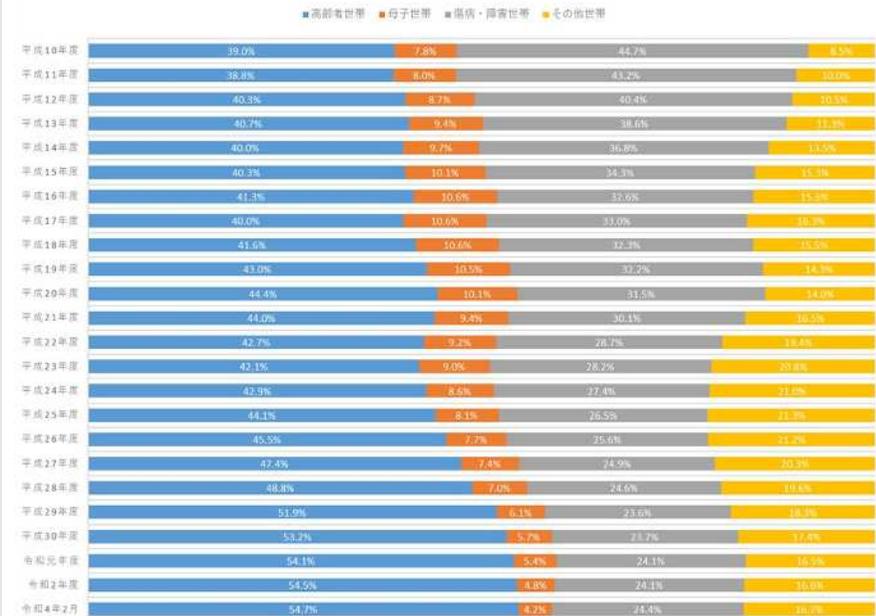
概要 背景 取組 成果 まとめ

- 世界金融危機後、急速な景気悪化の影響を強く受け、失業等により生活に困窮した、いわゆる稼働年齢層である「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
- 「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

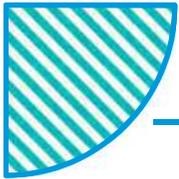


世帯類型別の構成割合の推移



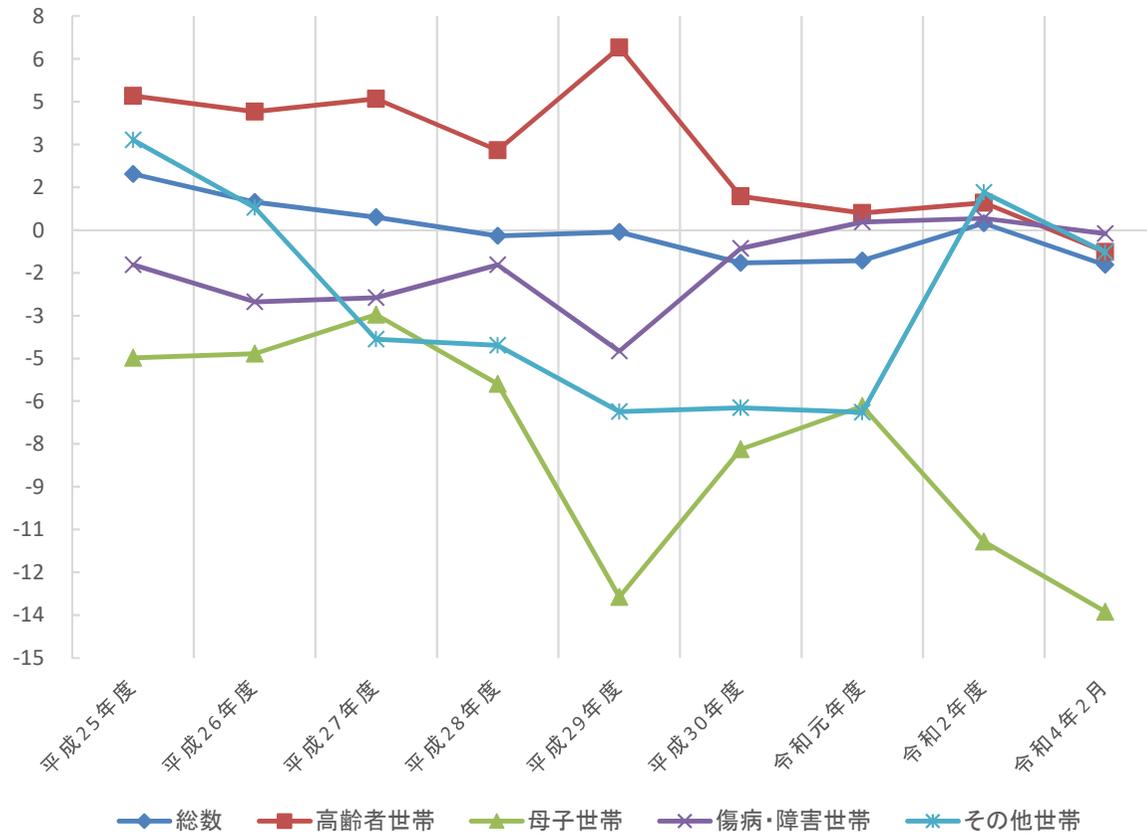
世帯類型の定義

- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯



世帯類型別被保護世帯数の対前年伸び率の推移

世帯類型別被保護世帯数の対前年伸び率の推移



- いわゆる稼働年齢層である「その他世帯」の世帯数については、世界金融危機後、大きく上昇し、その後低下傾向にあるものの、小幅な低下にとどまっていることから、就労に向けた支援を継続していくことが求められている。



学習支援・居場所づくり事業の概要

- 本市では、生活保護受給世帯の中学生を対象に、学習習慣の習得や高校等への進学支援、家庭・学校等に居場所のない子どもに対する居場所提供を目的として、平成24年度から「川崎市学習支援・居場所づくり事業」を実施しています。
- 平成27年施行の生活困窮者自立支援法においても、生活困窮世帯を対象として、学習面や生活面、親の養育面での支援を実施する学習・生活支援事業が位置づけられました。

○生活困窮世帯の子どもは、親とのかかわりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め、子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合も少なくない。
 ○また、学習支援を行うにあたって、子どもが生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合がある。
 ⇒ このため、改正法において、学習支援に加え子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

学習・生活支援事業イメージ

生活習慣・育成環境の改善

学習支援

教育及び就労(進路選択等)に関する支援

生活習慣・育成環境の改善の具体例

子どもに対する支援

- 居場所での相談支援
学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した相談支援・交流等。
- 日常生活習慣の形成
後片付け、整理整頓の習慣づけ等
- 社会性の育成
挨拶や言葉遣い、他の子どもとの接し方に対する助言等
- 体験活動等
調理実習や年中行事体験、企業や学校見学、ボランティア活動への参加等

保護者に対する支援

- 子どもの養育に必要な知識の情報提供等
子どもへの教育の必要性、家事や子育てに関する相談、子どもとの接し方に関する助言、相談会や講座の開催等。
- 子どもを入口とした世帯全体への支援
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもたちの学習状況の確認や親の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や、各種支援策の情報提供や利用支援を実施。

学習支援・居場所づくり事業の概要

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、見直しを経て、令和元年11月に新たな大綱が閣議決定されました。
- 大綱においても、貧困の連鎖防止に向けた高校等進学率の向上や中退防止に向けた取組が重点施策として定められています。

○子供の貧困対策に関する大綱(抜粋)

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、すべての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7%(平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1%(平成30年4月1日現在)

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 高等学校等における就学継続のための支援
 - ・高校中退の防止のための取組
 - ・高校中退後の支援
- 地域における学習支援等
 - ・生活困窮世帯等への学習支援

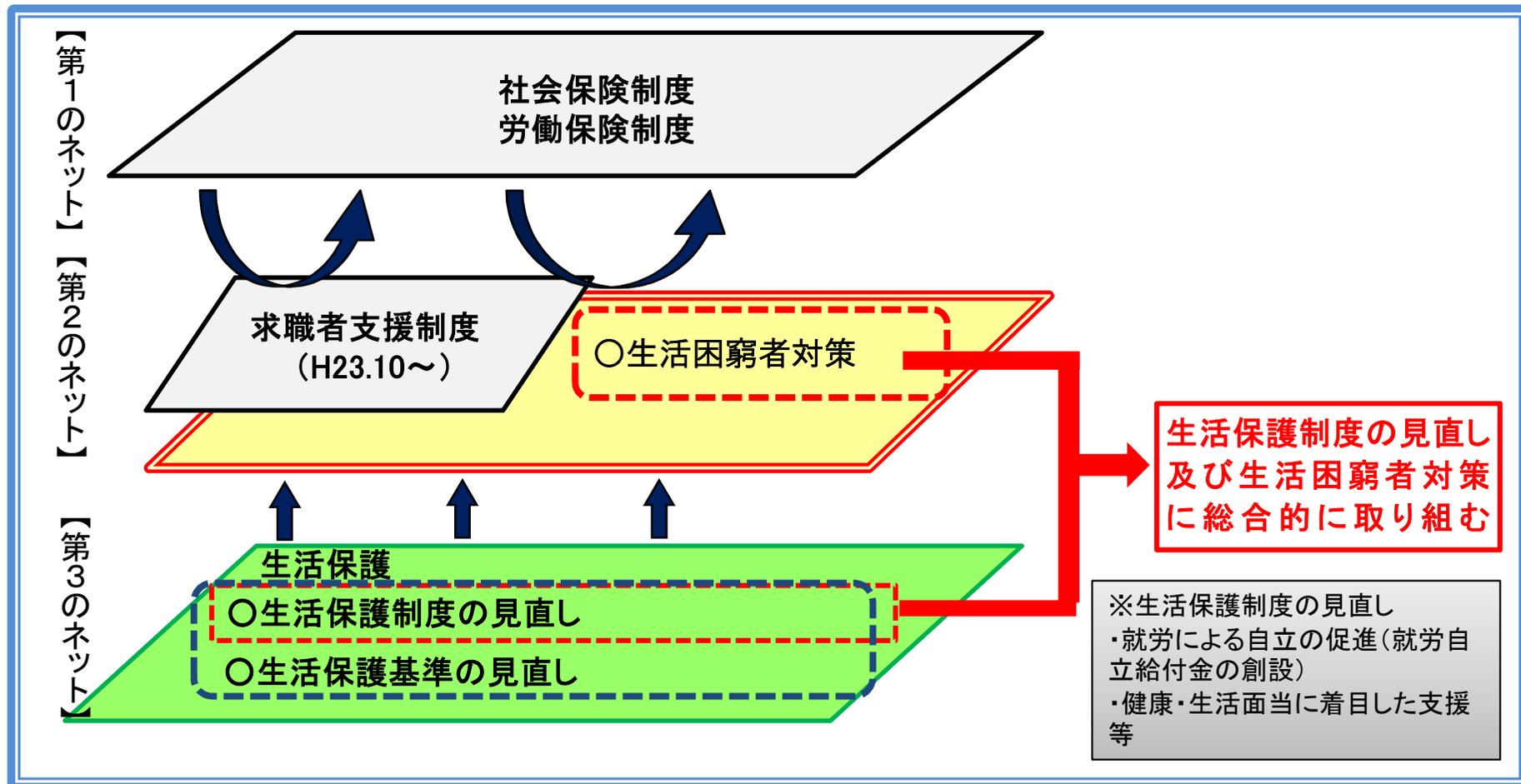
生活の安定に資するための支援

- 子供の生活支援
 - ・生活困窮世帯等の子供への生活支援
- 子供の就労支援
 - ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援

生活困窮者自立支援法

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化と、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないように、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策に取り組むこととなりました。



生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法の成立（平成25年成立、平成27年施行）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

目標

- 生活困窮者の自立尊厳の確保
- 生活困窮者支援を通じた地域づくり

支援のかたち

「包括的」：制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、就労・心身・家計・家族等多様な課題に対応
「個別的」：アセスメントを通じた個々人の状況に応じた支援
「早期的」：生活困窮者を早期に把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る
「継続的」：自立を無理に急がせず、本人の段階にあわせて切れ目なく継続的に支援
「分権的・創造的」：主役は地域。地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の規定

生活困窮者に対する所要の措置として各種事業を規定。詳細は次ページを参照。

生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

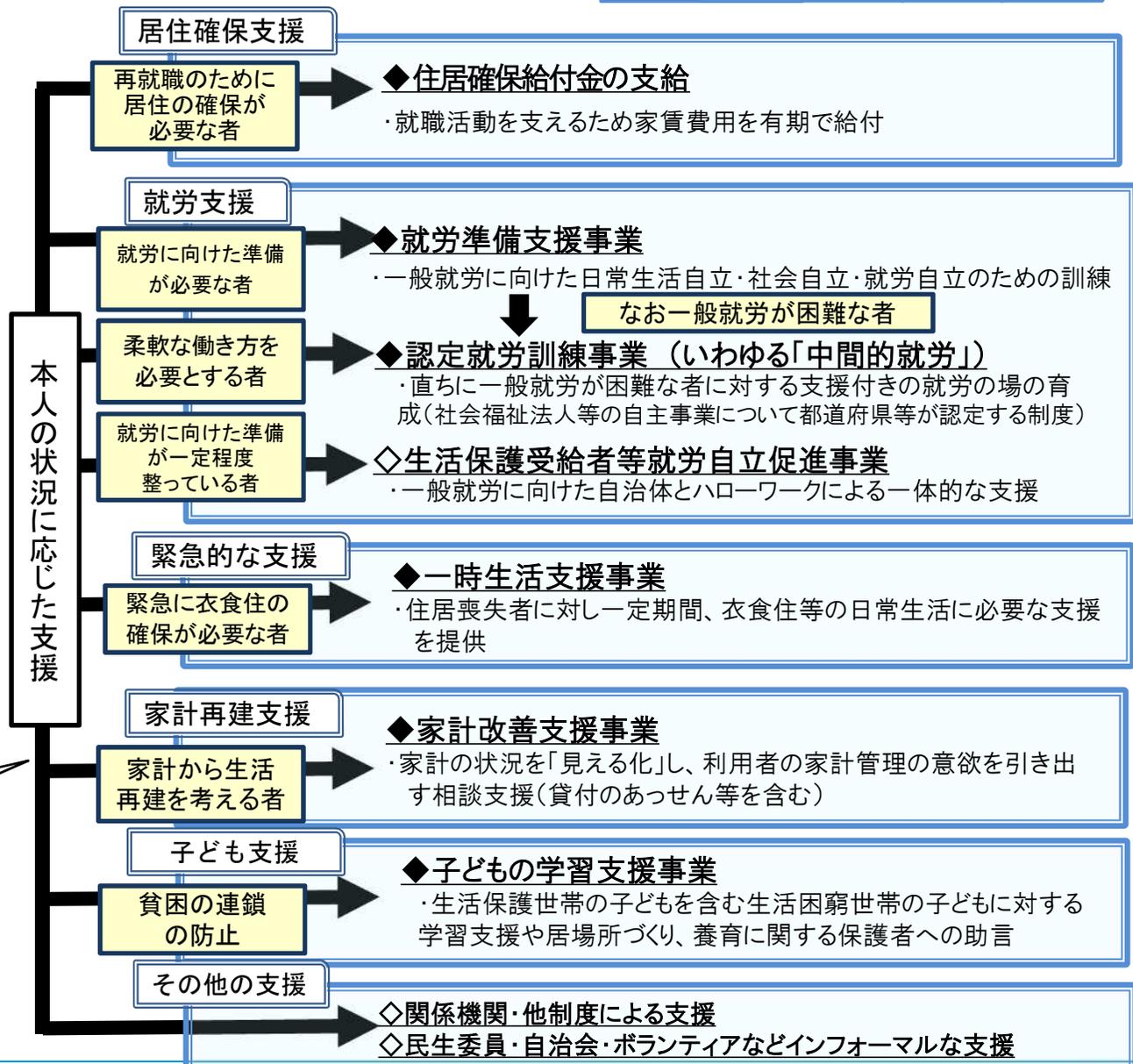
〈対個人〉

- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供



生活保護受給者への就労支援

- 稼働年齢層にある生活保護受給者に対しては、就労阻害要因の有無や就労の可否の見立てを行い、状況や稼働能力に応じて様々な就労支援・就労準備支援事業に取り組みました。

●生活保護受給者自立支援相談員事業

各福祉事務所に自立生活支援相談員を配置して、稼働能力を有する生活保護受給者に対しての就労支援、各種就労支援プログラムへの参加などの助言指導を行いました。

●生活保護受給者等就労自立促進事業

ケースワーカーや自立生活支援相談員と、ハローワークの就職支援ナビゲーターが連携して、求人紹介や職業相談などの就労支援を行いました。

●生活保護受給者就労支援事業(総合就職サポート事業)

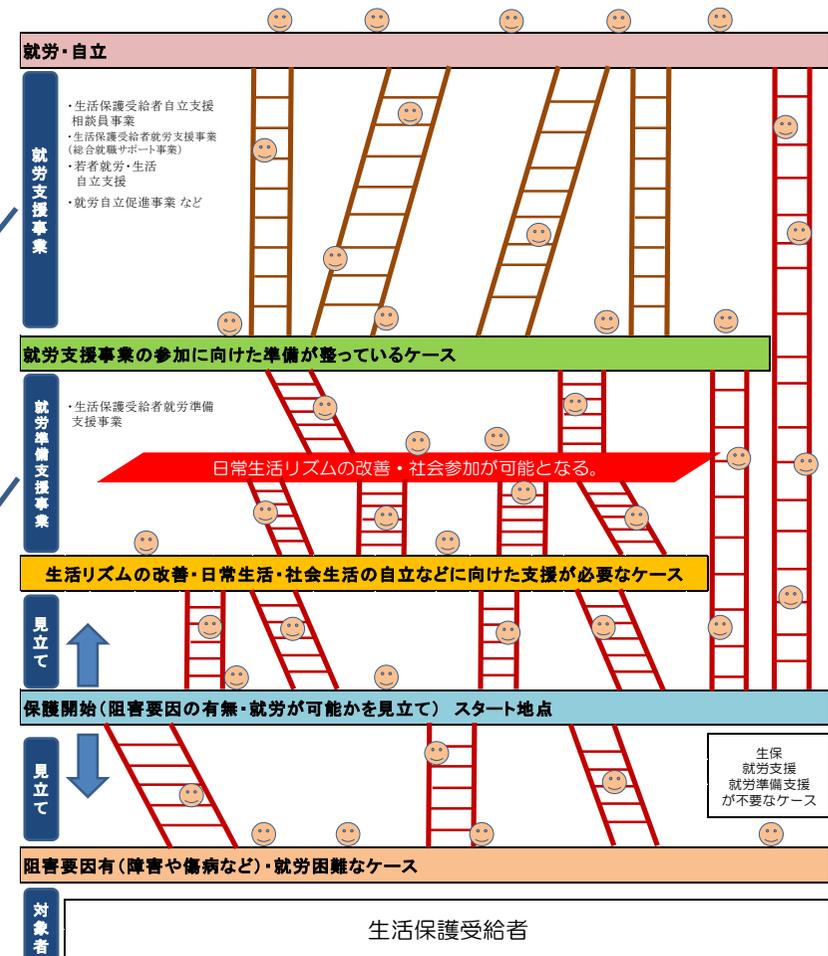
各福祉事務所に配置されたキャリアカウンセラーが、週1回の面談を中心に支援対象者個々のキャリア・能力・就業条件と就労阻害要因を把握し、3か月間の就労支援を行いました。求人開拓により応募条件を緩和した求人も提供しました。

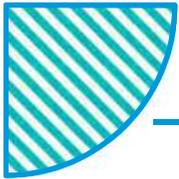
●若者就労・生活自立支援事業

社会的引きこもり等の困難を抱えている若者に、地域や人とかかわる居場所を提供し、個々の状況の変化に応じて、就労と自立を支援しました。

●生活保護受給者就労準備支援事業

生活習慣に課題がある、就労意欲が低いなど、直ちに就労支援事業の活用が困難な方に対して、生活習慣の改善や就労意欲の喚起のための研修を実施しました。パソコンスキルの習得プログラムと、2週間の就労体験の実施などを特色としています。

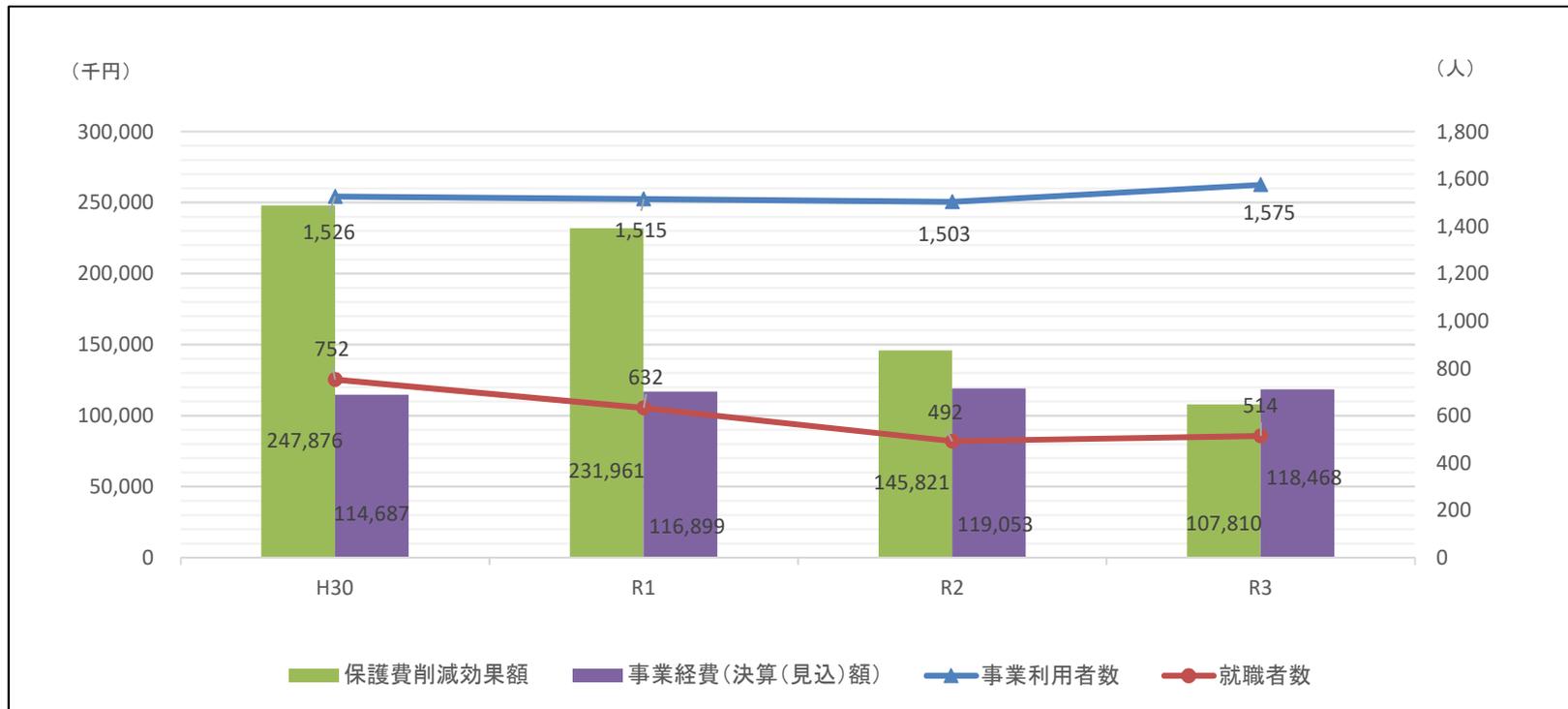




生活保護受給者への就労支援

- 令和2年度及び令和3年度については、事業利用者数には大きな変化が見られなかったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等の影響から就職率が伸び悩み、保護費削減効果額も減少しました。

○就労支援事業(自立支援相談員事業及び総合就職サポート事業)の実績

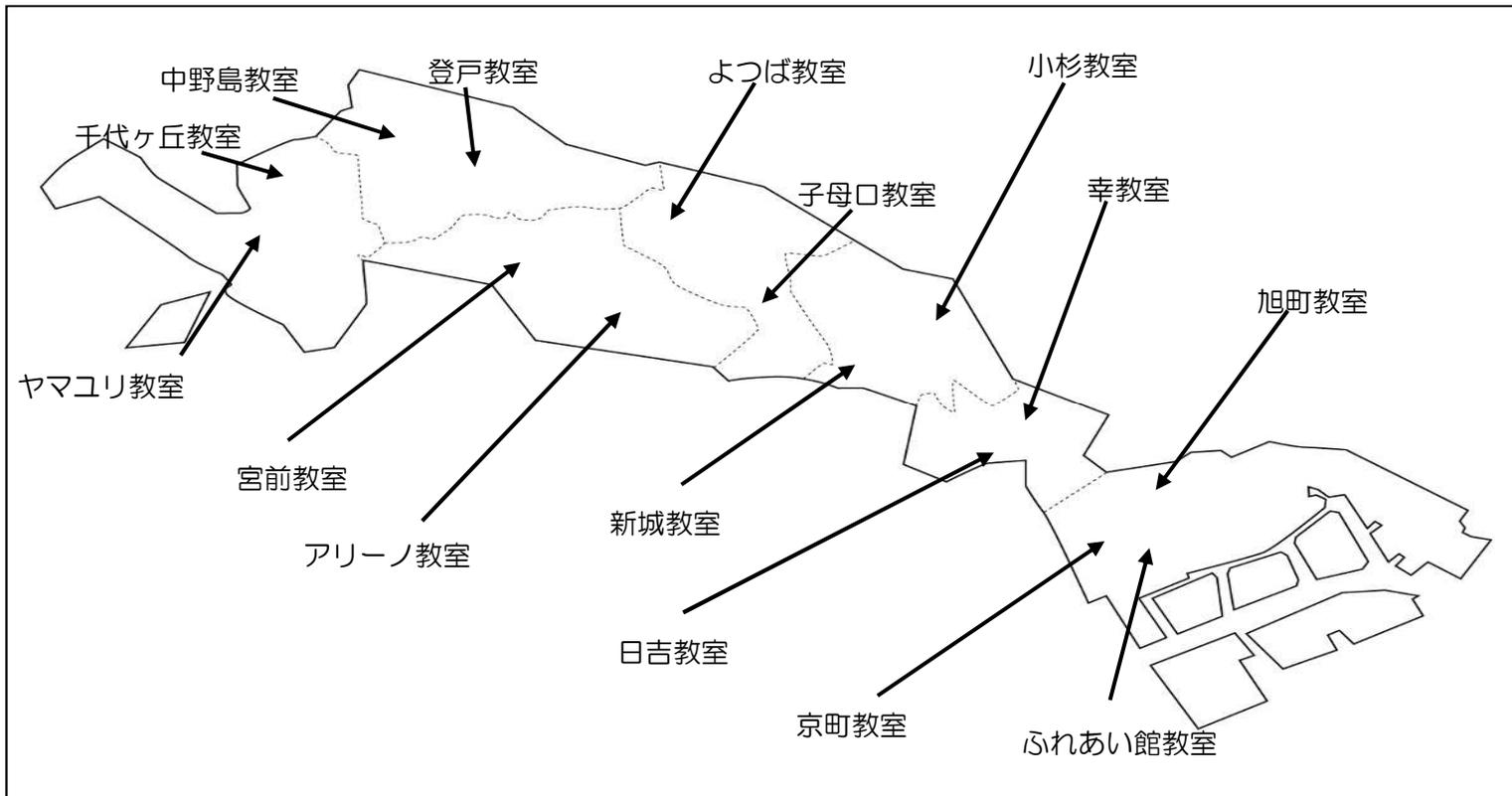


※R3年度の保護費削減効果額についてはR3.12月現在の実績



学習支援・居場所づくり事業実施状況

- 平成24年度以降、徐々に教室数及び対象学年を拡充し、令和3年度は、市内15か所の教室で、生活保護受給世帯等の小学5年生から中学3年生を対象として事業を実施しました。



○学習支援・居場所づくり事業の実施箇所数推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
箇所数	2	6	8	8	9	11	12	13	14	15

学習支援・居場所づくり事業実施状況

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 学習支援・居場所づくり事業では、単に勉強を教えるだけでなく、家や学校以外の安心して過ごせる居場所を提供したり、日常生活において必要となる生活習慣の習得を支援したりしながら、子どもたちの未来への選択肢を広げ、将来的な自立を後押しするための取組を実施しました。

学習支援

- ・安定した学習環境の提供
- ・学習習慣の定着に向けた支援や授業のフォローアップ
- ・高校進学に向けた学力向上

居場所の提供

- ・心を開いて打ち解けあえる居場所の提供
- ・補食や軽食の提供
- ・クリスマス会やハロウィンなどのイベントの実施
- ・高校進学後のフォロー、中退防止の取組

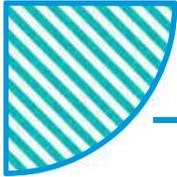
生活習慣習得支援

- ・基本的な生活習慣の形成や改善の支援
- ・挨拶や言葉遣い、身だしなみなどの指導

キャリア教育

- ・ロールモデルとなる大人や学生との交流
- ・進路や仕事に対する理解・興味を深め、将来のビジョンを描くための支援

子どもの将来の自立を促進
(貧困の連鎖防止)



学習支援・居場所づくり事業実施状況

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

○学習支援・居場所づくり事業教室一覧

区	教室名	令和3年度 運営事業者	曜日	一回当たり利用定員(R3年度)		
				小学生	中学生	合計
川崎	旭町教室	(特非)教育活動総合 サポートセンター	火・木	15人	28人	43人
	ふれあい館教室	(福)青丘社	火・木		30人	30人
	京町教室	(福)青丘社	火・木	15人	15人	30人
幸	下平間教室	(特非)教育活動総合 サポートセンター	水・金	15人	26人	41人
	日吉教室	(特非)教育活動総合 サポートセンター	水・金	15人	22人	37人
中原	新城教室	(特非)キーパーソン21	火・木	15人	20人	35人
	サン・ライヴ教室	(特非)キーパーソン21	水・金	15人	19人	34人
高津	子母口教室	(株)トライグループ	火・木	12人	26人	38人
	よつば教室	(特非)フリースペースたまりば	月・木		20人	20人
宮前	宮前教室	(株)トライグループ	火・木	10人	32人	42人
	アリーノ教室	(株)トライグループ	水・金	10人	17人	27人
多摩	登戸教室	(株)トライグループ	水・金	15人	30人	45人
	中野島教室	(福)厚生館福祉会	水・金	10人	14人	24人
麻生	柿生教室	(株)学研	火・金	15人	24人	39人
	千代ヶ丘教室	(株)トライグループ	月・水	10人	15人	25人
			合計	172人	338人	510人

小学生実施時間:16:30~18:30の間に1時間程度
中学生実施時間:18:00~21:00の間に2時間程度



生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

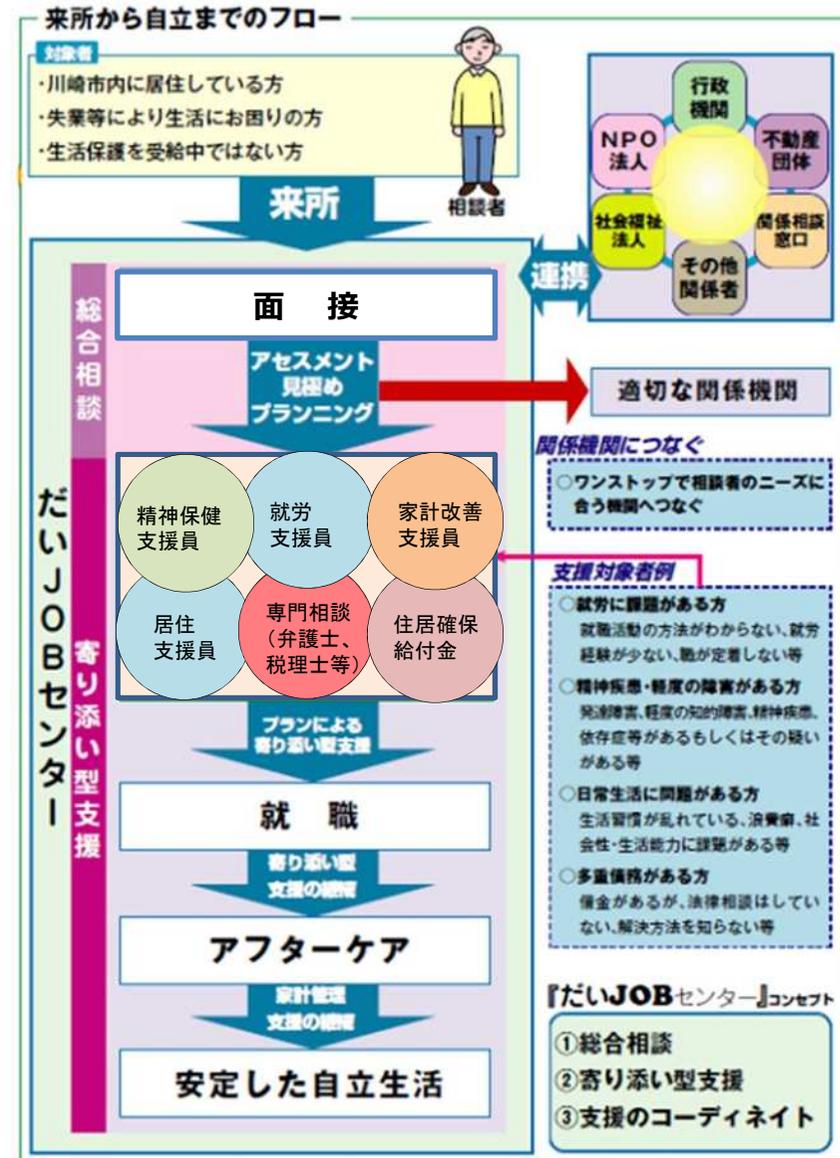
生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関

失業等で困窮している方が、生活保護になる前に、早期の自立をめざす相談窓口

法施行前の平成25年12月にモデル事業として開設

- 生活困窮者自立支援制度のうち、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労支援、家計改善支援事業を実施しています。
- 運営方法: 委託
- 場所: 川崎駅前(川崎フロンティアビル5階)
北部地域の方のために、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の区役所で週1回出張相談も実施しています。

※就労準備支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業は別委託で実施。



生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 生活困窮者の抱える様々な相談をお受けし、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

● 支援の特徴 (センターのコンセプト)

総合相談

・様々なご相談をお受けします。

支援のコーディネート

・相談内容に応じて、適切な機関におつなぎします。

寄り添い型支援

・センターの支援員が自立に向けたプランを作成し、支援を行います。

● 相談内容

仕事探し・就労、仕事上のトラブル、収入・生活費、家賃や税金・保険料の滞納、借金、家計管理、住まい、介護、子育て、引きこもり、暴力・DV・虐待 等

● 職員体制

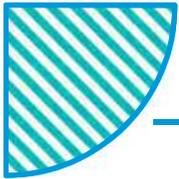
面接担当相談員、就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員
必要に応じて、弁護士・税理士等の相談も実施

だいJOBセンターの支援

1 初回面談によるアセスメント（相談内容の分類）

- スムーズな支援が行えるように、表の通り相談内容を分類し、カテゴリ毎に支援の方向性と支援機関を定めています。
- 初回面談で面接担当相談員がお話をお聞きし、アセスメントを行います。

	支援類型	支援期間	アフターケア	
寄り添い型支援	①－1	就労支援を優先し、同時にその他の課題を支援	1年間	3か月
	①－2	就労以外の課題を優先的に取り組みつつ、就労を目指す	1年間	3か月
	②－1	他機関と連携・引継ぎを行う	2か月	3か月
	②－2	関係機関・制度の情報提供のみ	－	－
	③	福祉事務所へ引継ぎ	2か月	－
	④	客観的には支援が必要だが、本人が支援を辞退したため、生活状況の見守りを行う	2か月	－
	⑤	見極めに時間を要するため、継続アセスメント	－	－



だいJOBセンターの支援

2 相談者の状況・段階に合わせた、寄り添い型支援

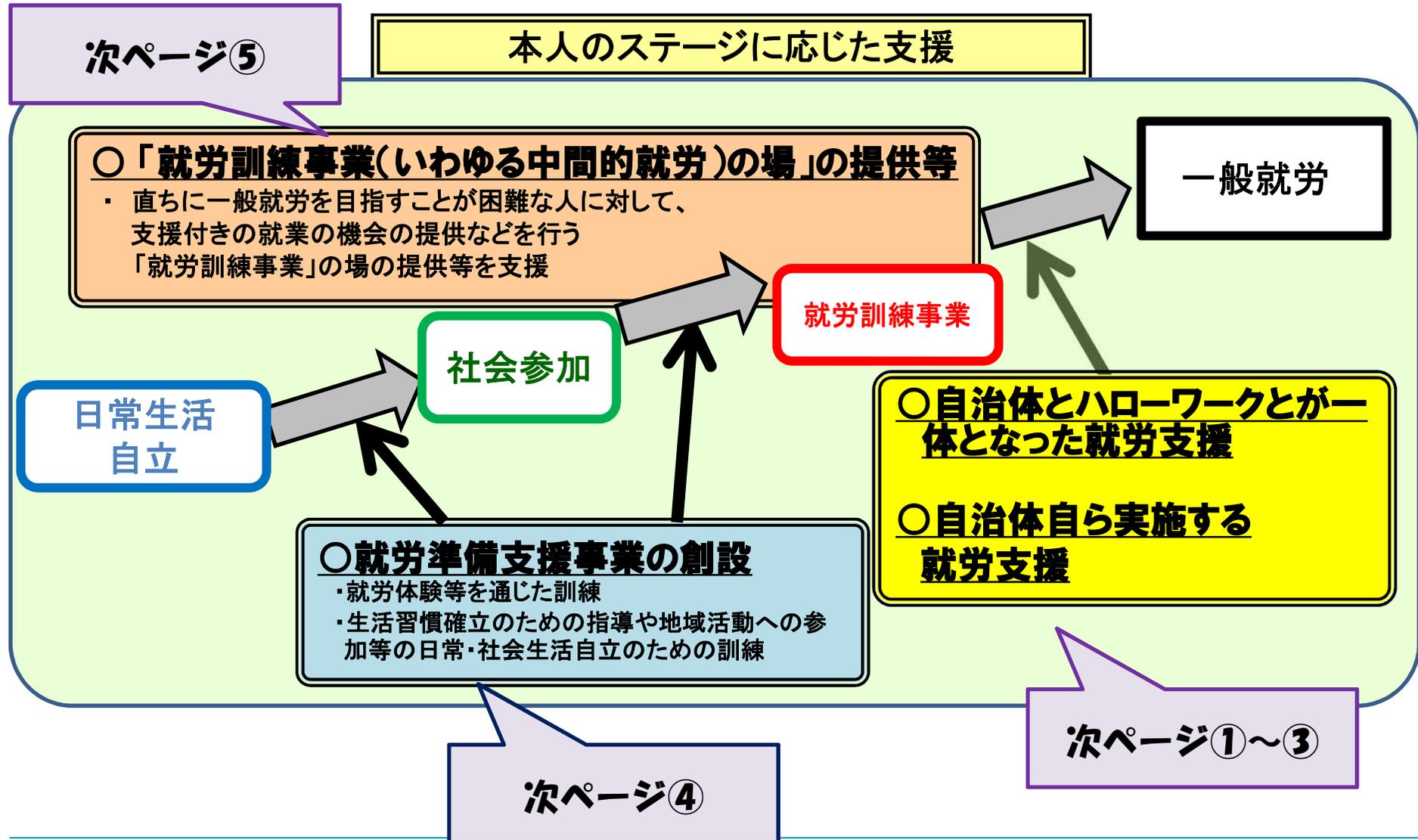
- だいJOBセンターでは、就労支援を優先する方、就労以外の課題を優先的に取り組みつつ、就労を目指す方に対し、寄り添い型の支援を行っています。
- 具体的には、表に示した支援を組み合わせながら、面談の他、行政の窓口・病院・ハローワーク等への同行や、窓口での手続き補助等を実施しています。また、必要に応じて、弁護士や税理士など専門家にもつなぎます。

主な支援メニュー	内容
就労支援	職種等の相談、履歴書添削、面接対策、ハローワークへの同行等
住居確保給付金	家賃相当額を支給し、就労機会の確保を目指す
精神保健支援	医療機関への同行受診、手帳取得や障害福祉サービスの利用に向けた支援
家計改善支援	家計の見直し、税・保険料等の滞納整理、債務整理等
居住支援	不動産店舗への同行など低家賃住宅への転居支援



だいJOBセンターの就労支援

生活困窮者自立支援法による就労支援のイメージ



だいJOBセンターの就労支援

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

事業名等	主な対象者	内容
① 生活困窮者就労支援事業（しごと応援）	働く力はあるが、一般的な就職活動では採用が難しくなっている方 ※高齢者、ひとり親家庭、長期無業者等	独自の求人案件を開拓（別委託）
② 生活保護受給者等就労自立促進事業	HWの細やかなサポートがあれば就労可能な方	HWの個別支援につなぐ
③ 職業紹介権を活かした職場見学・求人開拓	希望職種がなかなか決められない方、就労意欲が減退している方	だいJOBセンターが独自に開拓した企業を紹介。一緒に職場見学や、面接の同行等を行う
④ 就労準備支援事業	長く就労から離れていた方や就労経験が乏しい方など段階的な支援が必要な方	日常生活の自立に向けた、講座や就労体験を組み合わせたプログラムを提供（別に委託）
⑤ 認定就労訓練事業	すぐに一般就労が難しい方	支援付きの就労の場を提供

※就労訓練事業を実施したい企業等を自治体が認定する制度

成果指標①の達成状況(目標達成)

生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の数

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったものの、対象者への丁寧で粘り強いアプローチを行う等の就労に向けた支援や年金等の受給に向けた支援を進めたことで、令和3年度の実績は665世帯となり、目標を達成しています。



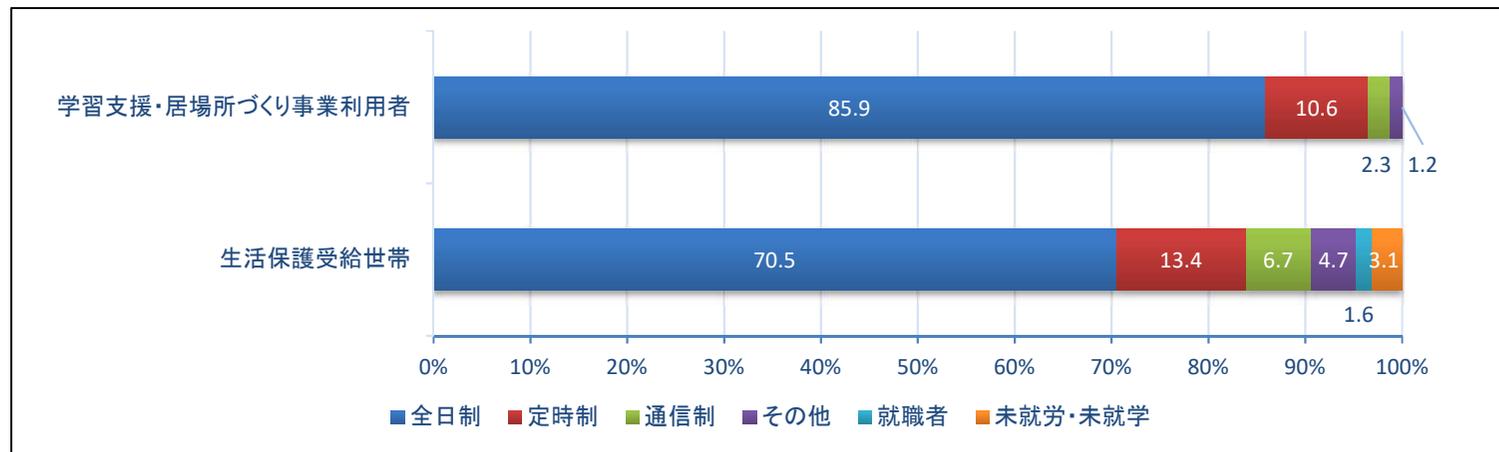
成果指標②の達成状況(目標達成)

学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率

- 学習支援・居場所づくり事業を利用した中学3年生の高校等進学率は、令和2年度及び3年度の実績が100%となり、目標値を達成しました。

	第1期 策定時 (H26)	H30	R1	R2	R3
目標		100%	100%	100%	100%
実績	99% (116人/117人)	96% (81人/84人)	99% (96人/97人)	100% (85人/85人)	100% (79人/79人)

○中学3年生の進路状況(R2年度)

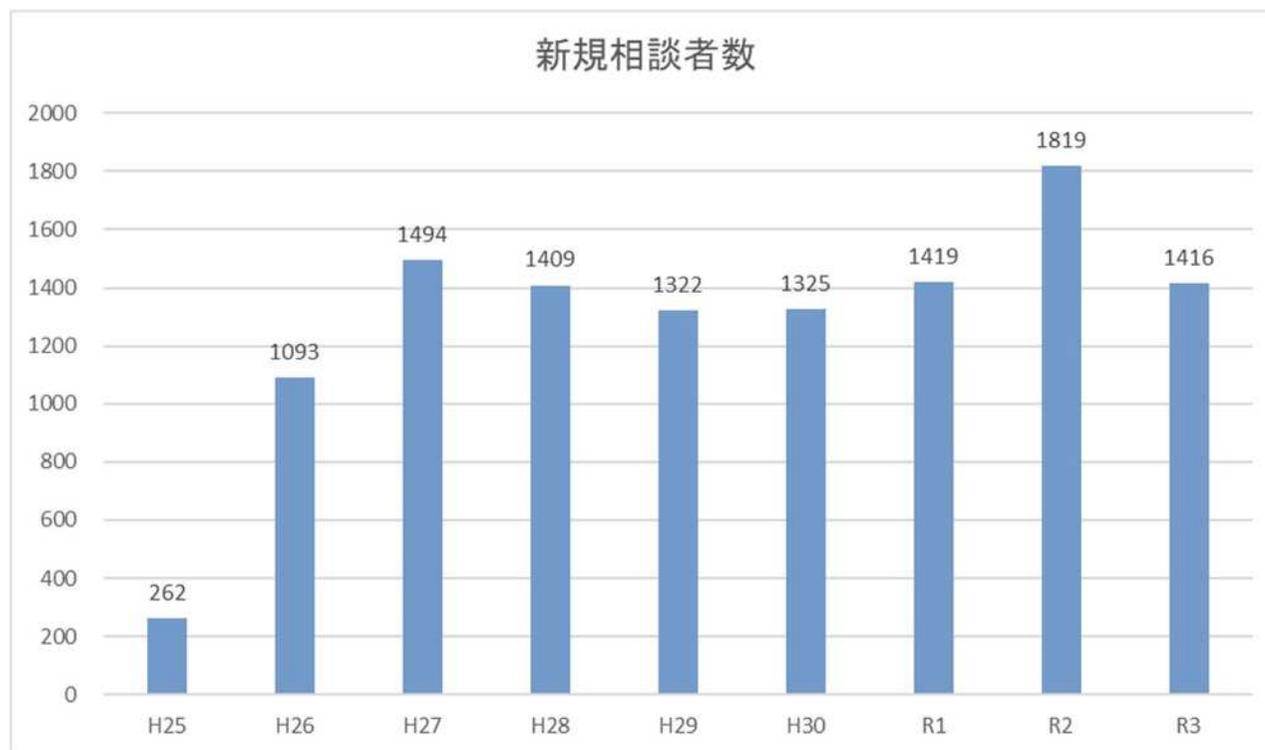


- 進学先の内訳を見ると、令和2年度における事業利用者(中学3年生)の85.9%が全日制高校への進学となっており、本市における生活保護受給世帯全体の数値(70.5%)を大きく上回る結果となりました。

その他成果(数値で把握できる補足指標)

だいJOBセンターへの新規相談者数

- だいJOBセンターへの新規相談者数とは、だいJOBセンターに来所し、新規相談の申込をした方(初回相談を受けた方)です。1日平均5～6人程度の新規相談申込があります。



- 令和2年度の増加は、「住居確保給付金」の申請数の増加に起因します。
- 「住居確保給付金」は、従来、相談支援とセットで来所による申請を原則としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による、支給要件の緩和により、申請数が急増しました。
- 感染症拡大防止のため、令和2年5月から郵送申請が原則とされましたが、すでに来所申請を予約されていた方や来所申請を希望する方により増加しました。

※平成25年12月開所

その他成果(定性的な成果)

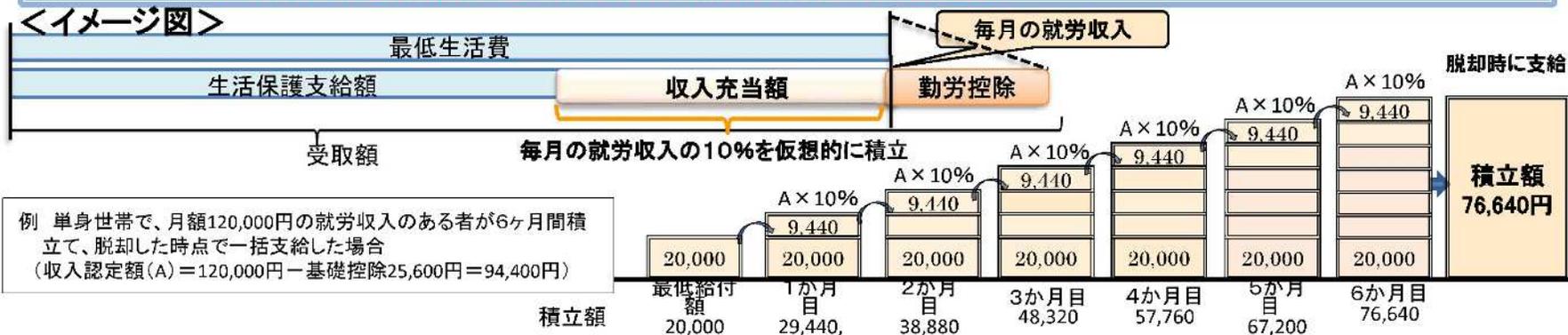
就労意欲の喚起

- 保護受給中の就労収入のうち、一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に「就労自立給付金」を支給することにより、生活保護を脱却するためのインセンティブが強化されたことで、就労意欲が喚起されました。

制度概要

- 支給要件: 安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
 - 支給時期: 世帯を単位として保護廃止時に一括支給
 - 支給額: 上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
 - 算定方法: 「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
 - 再受給までの期間: 原則3年間
- ※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円
 ※2 算定対象期間: 保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 ※3 就労収入額: 就労に伴う収入として収入充当した額
 ※4 算定率: 保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

<イメージ図>



その他成果(定性的な成果)

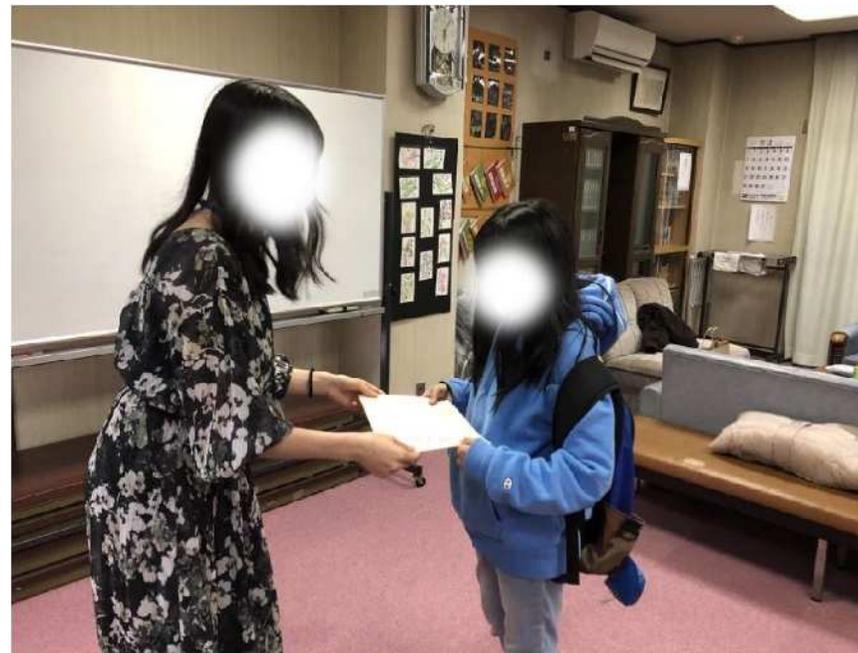
概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

社会的相続の補完

- 安定した学習環境の提供、学習サポーターによる寄り添った支援により、「信頼できる親以外の身近な大人」「安心して通える居場所の提供」「気軽に相談できる関係の構築」を図ることで、子どもたちの自己肯定感の向上や、親・先生以外の身近な大人としてロールモデルを提供する等、社会的相続を補完し、「やり抜く力」や「物事に対する意欲・向上心」の醸成を図ることができました。



普段の学習の様子。新型コロナ対策を講じながら実施しました。(子母口教室)



年度末には、子どもたちに修了証を渡し、一年間の頑張りを称えました。(登戸教室)

施策の達成状況

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

施策の達成状況

A 順調に推移した(目標を達成した)

理由

- 事務事業の取組は、おおむね掲げた目標どおりに達成できました。
- 生活保護業務では、最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた支援を実施しています。
- 生活保護受給者に対する自立支援事業の中でも、学習支援・居場所づくり事業は実施場所を4か所増やすとともに、支援対象をこれまでの中学生に加え、平成31年4月から小学5・6年生にも広げ、子どもたちが通いやすい環境の整備を進めるなどきめ細やかな対応を図りました。

【施策の達成状況区分】

- A 順調に推移した(目標を達成した)、B 一定の進捗があった(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)
C 進捗が遅れた(1期策定時を下回るものが多くあった)、D 進捗は大幅に遅れた(1期策定時を大幅に下回った)

施策の達成状況

- 生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者の社会的経済的自立に向けて、生活困窮者に寄り添った就労・生活支援等を実施しています。令和3年度は緊急事態宣言等により来所を控える方がいる中、オンライン相談を開始し、来所が難しい方も相談しやすい方法を整備しています。
- ホームレス等が安定した地域生活に移行できるよう、生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業におけるきめ細やかな相談支援等を実施しました。

【施策の達成状況区分】

- A 順調に推移した(目標を達成した)、B 一定の進捗があった(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)
C 進捗が遅れた(1期策定時を下回るものが多くあった)、D 進捗は大幅に遅れた(1期策定時を大幅に下回った)

施策の今後の方向性

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

今後の方向性

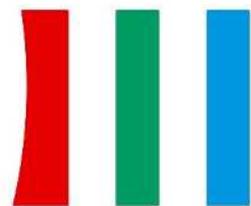
Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

理由

- 生活保護業務は、国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。
- 学習支援・居場所づくり事業については、国の施策や補助金等の動向を踏まえ、実施場所の増設や対象学年の拡大など、事業の充実を図ることを検討するとともに、通いやすい環境づくりや、欠席しがちな生徒に対するフォローの充実などを図っていきます。
- 生活困窮者自立支援事業では、より多くの生活困窮者を支援するため、市役所関係課や庁外の関係機関との連携を深めながら、今後も生活困窮者に寄り添った就労・生活支援を実施していきます。

【今後の方向性区分】

- I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)
Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市